

企画書評価基準

「中部運輸局管内における持続可能な公共交通ネットワークを構築するためのデータ活用に関する調査」

企画書は、次に掲げる事項により評価・特定する。

1 業者選定委員会

中部運輸局において構成される「中部運輸局管内における持続可能な公共交通ネットワークを構築するためのデータ活用に関する調査」企画競争委員会を業者選定委員会とする。

業者選定委員会委員長は、企画競争委員会委員長を以て充てる。

2 企画書を特定する評価基準及び配点（１００点満点）

評価項目	評価基準		配点
企画案	1	(企画提案者の概要に関すること) ・事業が遂行可能な人員の確保がされているか。	(15) 5
		・業務遂行のために十分な専門的知識を有しているか、 また、優れた情報収集・処理能力を有しているか。	5
		・地域公共交通に関する状況及び施策等を理解しているか。	5
	2	(提案内容に関すること) ・説明書に示された業務目的、業務内容を理解して企画・提案がされているか。	(70) 10
		・専門的見地に立った独自の企画・提案を行い、本業務の事業成果を高めるための積極性が感じられるか。	20
		・本調査業務の趣旨及び目的を達成する上で、調査手法等が適切に設定されているか。	20
		・提案内容が具体性、妥当性を有し、実現の可能性を伴ったものであるか。	20
	3	(業務実施に関すること) ・円滑に業務を遂行するための、技術職員等人員補助体制等、内部体制を有しているか。	(10) 5
		・調査期間内に業務を完遂し得る適切な、業務日程・作業手順となっているか。	5
小 計		95	
ワーク・ライフ・バランス等の推進	4	(ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること) ・詳細については次の通りとする。	(5) 最大5
合 計		100	

- ・ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関すること（最大5点、重複なし）

評価項目	認定等の区分 ※1		評価の相対的な重要度等に応じて配点	
			配点	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	①女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナえるぼし ※2	最大5点	5
		えるぼし3段階目 ※3		4
		えるぼし2段階目 ※3		3
		えるぼし1段階目 ※3		2
		行動計画 ※4		1
	②次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	プラチナくるみん ※5		5
		くるみん（令和7年4月1日以降の基準） ※6		4
		くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ※7		3
		トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準） ※8		3
		くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） ※9		3
		トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ※10		3
		くるみん（平成29年3月31日までの基準） ※11		2
		行動計画（令和7年4月1日以後の基準） ※4、※12		1
	③若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）			4

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

※2 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※9及び※11の認定

を除く。)

- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、※11の認定を除く。）
- ※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定
- ※12 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

3 採点方法

- (1) 上記の評価項目に基づいて採点を行う。
- (2) 評価項目のすべてにおいて、委員長及び委員（計3名）の採点の最高点と最低点を除いた分を合計したものを各項目での点数とし、その合計点で順位を決定するが、評価点の合計が満点の60%に満たなければ、1位でも不成立とする。
- (3) 採点集計は、委員会事務局が行うこととする。
- (4) 採点した結果、複数の提案者の合計点が同得点となった場合、企画内容及び見積金額について評価する委員会の委員長が再検討し、決定することとする。
- (5) 参加業者の辞退等により企画書の提出が1者となった場合においても、仕様を満たしている場合は、その業者を請負業者とする。
- (6) 企画競争委員会において、企画競争参加者と業者選定委員会の構成員との間に特別な利害関係があるなど、評価の公平性が担保されないと判断した場合は、企画書の評価を行わないことがある。

以上